

新上五島町シルバー人材センター事務局から

会員募集!



役立てよう!シルバー世代の知恵と技!
実感しよう!働く喜び!
広げよう!社会参加の輪!



シルバー人材センターは・・・

健康で働く意欲のある高齢者に地域社会と連携して知識、経験、技能を活かした「就業の場」を提供し、充実した生活、福祉の増進を図り、高齢者が生きがいをもって生活できる、活力のある地域づくりを目指します。

会員になるには・・・



新上五島町に居住する**60歳以上**の方で、**健康で働く意欲**のある方
男女を問わず、どなたでも入会できます。

まずはお問合せください!

土・日・祝日を除いて毎日受付をしています。
入会希望の方は下記センターまで

**新上五島町
シルバー人材センター**

新上五島町青方郷1379番地1

TEL 52-2208

FAX 52-3308

若松支部：若松郷 277 番地 7

TEL43-5530 FAX43-5550

上五島支部：青方郷 1379 番地 1

TEL52-2593 FAX52-2204

新魚目支部：榎津郷 488 番地 2

TEL54-2100 FAX43-6039

有川支部：有川郷 2360 番地 8

TEL42-1359 FAX42-2612

奈良尾支部：奈良尾郷 1069 番地 1

TEL44-1015 FAX44-1300

新上五島町シルバー人材センター会則

(名称)

第1条 この事業は、新上五島町シルバー人材活用事業といい、その名称を新上五島町シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターの事務所を新上五島町社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第3条 センターは、新上五島町に居住し働く意欲をもっている健康な高齢者のために、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、福祉の増進を図るとともに、高齢者の生きがいと能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高齢者の就業に関する相談
- (3) 臨時かつ短期的な就業（雇用によるものは除く）を希望する高齢者に対する就業機会の確保と提供
- (4) 前各号の他、センターの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している者で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新上五島町に居住する60歳以上の健康で働く意欲のある者
- (2) 雇用関係を有しない補助的・短期的就業により、自己の能力を活用することを希望する者

(役員の数)

第6条 センターには、理事の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第8条 役員会は、役員総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。業務の決定は役員をもって組織する役員会によって行う。ただし、日常の業務として役員会が定めるものについては会長が専決し、これを役員会に報告する。

(2) 役員会は、会長がこれを招集する。

(入会)

第9条 会員として入会しようとする者は、登録申込書をセンターに提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第10条 会員は、傷害保険に充当するため、一会計年度1,000円の会費を納入しなければならない。

(納入期日)

第11条 会費は、毎年4月末日までに納入するものとする。ただし、年度途中の入会者は、入会時に納入しなければならない。

(退会)

第12条 会員は、退会しようとするときはセンターに届け出なければならない。

2 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき
- (2) 新上五島町に在住しなくなったとき
- (3) 就業に耐えられなくなったと認められるとき

(委任)

第13条 就業等については、別に定める。

附 則

この会則は、平成22年 2月 1日から施行する。

新上五島町シルバー人材センター 会 員 申 込 書

平成 年 月 日

1. 氏 名

2. 性 別 男 女 (性別を○で囲んでください。)

3. 生年月日 昭和 年 月 日 (歳)

4. 電話番号

携帯番号

5. 郵便番号 〒 ー

住 所 新上五島町 郷 番地

6. 作業名 (例)除草作業等

1

2

3

7. 資 格 (例)自動車免許等

1

2

3